

議案第 34 号

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例
について

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例につ
いて、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例(平成22年橋本市条例第29号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前																
<p>(使用料) 第8条 浴場を利用しようとする者は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を使用料として前納しなければならない。 (利用料金制) 第13条 略 2 略 3 利用料金の額は、第8条に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。 4・5 略</p> <p>別表(第8条、第13条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>浴場使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般(中学生以上)</td> <td>239円</td> </tr> <tr> <td>小人(3歳以上小学生以下)</td> <td>124円</td> </tr> <tr> <td>本市及び伊都郡在住の70歳以上の者</td> <td>124円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	浴場使用料	一般(中学生以上)	239円	小人(3歳以上小学生以下)	124円	本市及び伊都郡在住の70歳以上の者	124円	<p>(使用料) 第8条 浴場を利用しようとする者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。 (利用料金制) 第13条 略 2 略 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。 4・5 略</p> <p>別表(第8条、第13条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>浴場使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般(中学生以上)</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>小人(3歳以上小学生以下)</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>本市及び伊都郡在住の70歳以上の者</td> <td>130円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	浴場使用料	一般(中学生以上)	250円	小人(3歳以上小学生以下)	130円	本市及び伊都郡在住の70歳以上の者	130円
区分	浴場使用料																
一般(中学生以上)	239円																
小人(3歳以上小学生以下)	124円																
本市及び伊都郡在住の70歳以上の者	124円																
区分	浴場使用料																
一般(中学生以上)	250円																
小人(3歳以上小学生以下)	130円																
本市及び伊都郡在住の70歳以上の者	130円																

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。